

須坂市公告第 131 号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続を行うため、提案の応募希望者を公募する。

2024 年 8 月 1 日

須坂市長 三木 正夫

1 事業名

須坂市児童センター及び須坂市放課後児童クラブ管理運営業務

2 目的

須坂市児童センター、須坂市放課後児童クラブの管理運営について、住民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため。

3 事業期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 参加資格

指定管理に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者であることとする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）であること。

なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

- (2) 2022～2024 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること。（※申請書類提出締切日までに登録を行っていれば良いこととします）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 又は須坂市財務規則（平成 2 年規則第 6 号）第 104 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 29 年告示第 147 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定を取り消された者でないこと。

いこと。

- (7) 市税その他租税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」と関わりがないこと。
- (9) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。（※指定期間の始期の日までに事業所を設置する団体等を含む）
- (10) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

## 5 参加申込書の提出

2024 年 9 月 2 日（月）午後 5 時 15 分まで

## 6 その他

詳細は募集要項および仕様書を参照してください。

募集要項および仕様書は須坂市ホームページに掲載されております。

## 7 提出場所

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市教育委員会事務局学校教育課 児童生徒支援係

（須坂市役所東庁舎 1 階窓口 12 番）

電話連絡：026-248-9010（課直通）

ファックス：026-248-8825

Eメール：school@city.suzaka.nagano.jp